

東御市人権施策の基本方針・基本計画

令和3年2月

東　　御　　市

目 次

東御市人権施策の基本方針・基本計画体系図	1
○課題別施策の推進	2

東御市人権施策の「基本方針」

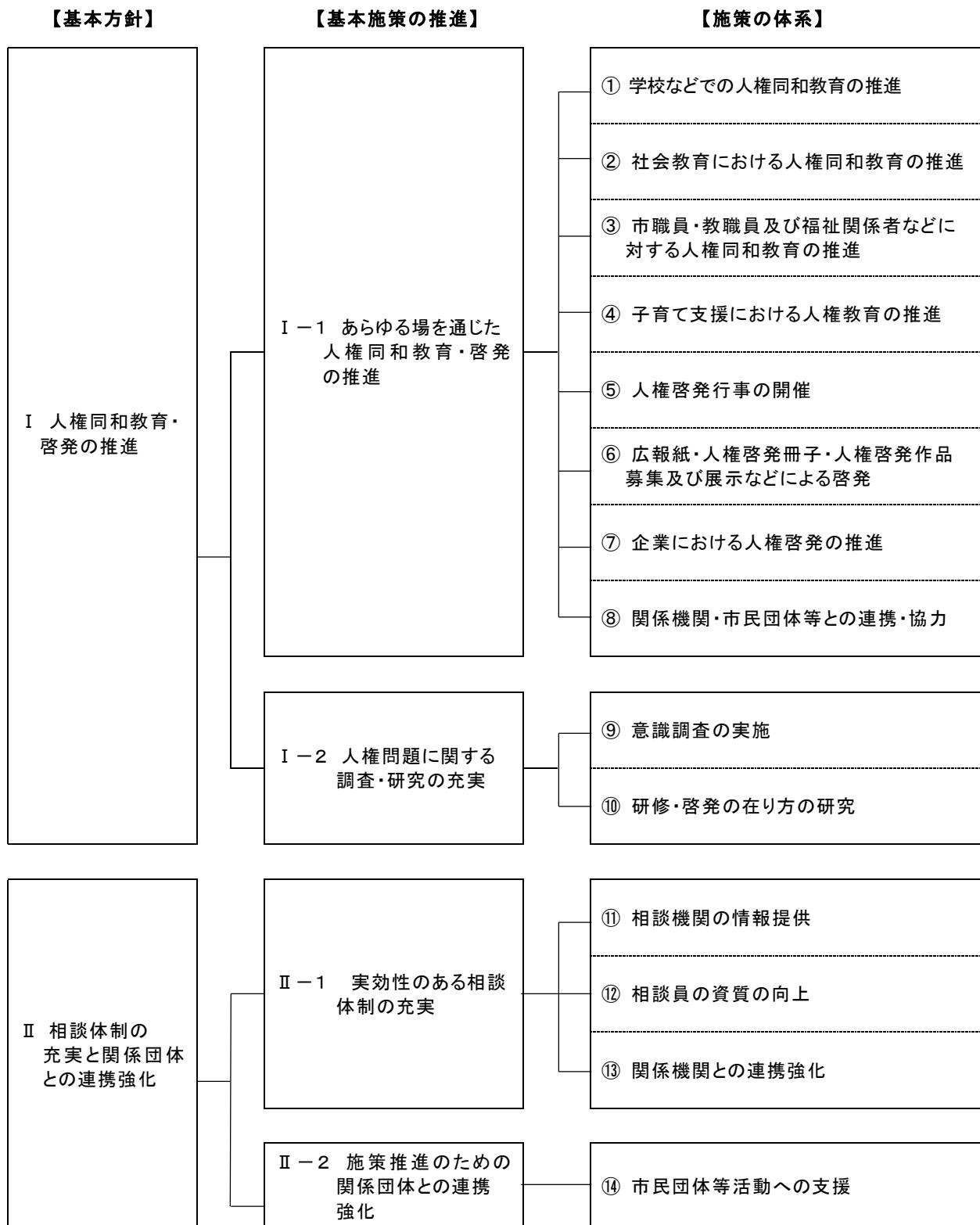
第1 基本的な考え方	
1 基本方針・基本計画改定の趣旨	3
2 基本理念	3
3 S D G s (持続可能な開発目標) の達成を意識した取り組み	4
第2 基本方針	
1 人権同和教育・啓発の推進	5
2 相談体制の充実と関係団体との連携強化	6
第3 人権課題への取り組み	
1 部落差別 (同和問題)	7
2 子どもの人権	7
3 女性の人権	8
4 障がい者の人権	8
5 高齢者の人権	9
6 外国人の人権	9
7 インターネットによる人権問題	10
8 L G B Tなどの性的マイノリティの人権	10
9 その他の人権問題	11
第4 施策の推進にあたって	
1 推進体制の整備	11

東御市人権施策の「基本計画」

第1 基本施策の推進	
I - 1 あらゆる場を通じた人権同和教育・啓発の推進	12
I - 2 人権問題に関する調査・研究の充実	15
II - 1 実効性のある相談体制の充実	16
II - 2 施策推進のための関係団体との連携強化	17
第2 課題別施策の推進	
1 部落差別 (同和問題)	18
2 子どもの人権	19
3 女性の人権	21
4 障がい者の人権	23
5 高齢者の人権	24
6 外国人の人権	25
7 インターネットによる人権問題	27
8 L G B Tなどの性的マイノリティの人権	28
9 その他の人権問題	29

東御市 人権施策の基本方針・基本計画 体系図

全ての人が尊重されるまちを目指す



※関係団体とは、関係行政機関、市民団体、民間法人を指します。

○課題別施策の推進

【課題】	【施策の方向】
1 部落差別 (同和問題)	部落差別(同和問題)の早期解決、人権啓発学習の継続
2 子どもの人権	児童虐待の予防・早期発見と早期対応、家庭・地域・学校の連携
3 女性の人権	性別役割意識の解消、DVの防止
4 障がい者の人権	ノーマライゼーション及び共生社会の普及促進
5 高齢者の人権	偏見を取り除く、心配事の相談体制の充実
6 外国人の人権	交流・異文化の理解
7 インターネットによる人権問題	インターネットの適切な利用に関する教育・啓発の推進
8 LGBTなどの性的マイノリティの人権	性の多様性を尊重
9 その他の人権問題	正しい知識の普及、偏見の解消

東御市人権施策の「基本方針」

第1 基本的な考え方

1 基本方針・基本計画改定の趣旨

本市では、平成16（2004）年4月に新市が発足し、新市建設の基本方針を「東御市まちづくり計画」に定め、それを基本に「第1次東御市総合計画」が策定され、その基本構想に基づき、「東御市人権尊重のまちづくり条例」が平成16年12月に制定されました。

「東御市人権施策の基本方針」及び「東御市人権施策の基本計画」は、東御市人権尊重のまちづくり条例第4条の規定により、人権施策の総合的な推進を図るため定めるもので、平成18（2006）年2月に策定されました。市のあらゆる施策や業務に人権尊重の精神が生かされるよう、それぞれの課題に共通する基本施策及び分野別施策の方向性を明らかにし、部落差別（同和問題）、子ども、女性、障がい者及び高齢者等の人権に関する問題についての取り組みを推進し、差別のない真に人権が尊重されるまちづくりを進めています。

第3回となる今回の見直しは、令和元（2019）年度に実施した「人権と暮らしについての意識調査」（アンケート）及び「部落差別に関する意識調査」の結果や昨今の社会情勢の変化を踏まえ、府内の各部局と協議・調整を行いました。

また、東御市人権尊重のまちづくり審議会を開催し、この基本方針・基本計画の実施状況を検証・審議を行うとともに、パブリックコメントを実施し、多くの市民意見の反映に努めました。

なお、概ね5年を目安に意識調査等を実施し、基本方針・基本計画の見直しを行います。

2 基本理念

国連において「世界人権宣言」が採択されて以来70余年が経過し、今日、「人権の尊重」は世界的な潮流となり、様々な課題に対して取り組みが展開され、人権意識の高揚がある程度図られてきました。人権が尊重された社会を築いていくためには、全ての人々が差別を受ける人の痛みを感じ、人権を大切にしようとする意識の醸成と行動を起こしていくことが不可欠であり、人権意識を普遍のものとしなければなりません。

東御市人権尊重のまちづくり条例は、第1条で、「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下において平等である」ことを保障している日本国憲法及び「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とした世界人権宣言の精神にのっとり、市及び市民の責務を明らかにするとともに、部落差別をはじめとした、あらゆる人権に関する問題についての取り組みを推進し、差別のない真に人権が尊重されるまちづくりに寄与することとされています。

この基本方針では、「人権同和教育・啓発の推進」、「人権が侵害された被害者の救済」、「人権に関する重要課題への取り組み」を通じて、一人ひとりが尊重されるまちづくりに向け、市民、諸団体・諸機関、行政などが一体となって、あらゆる努力を重ねることにより、21世紀を「人権の世紀」となるよう取り組んでいこうとするも

のです。

3 SDGs(持続可能な開発目標)の達成を意識した取り組み

S D G s (エス・ディー・ジーズ) は、平成 27 (2015) 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、開発途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の目標として、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決することの重要性が示されています。

本市においても、世界基準の開発目標を意識した取り組みを推進することで、持続可能なまちづくりと地域活性化を図ります。



基本方針・基本計画に掲げる施策と関連する S D G s の目標は次のとおりであり、基本方針・基本計画の推進が当該目標の達成に資するものとして位置づけます。

1 貧困をなくそう 	貧困	<p>【目標1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
4 質の高い教育をみんなに 	教育	<p>【目標4】すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>

 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	ジェンダー	<p>【目標5】ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女兒の能力強化(エンパワーメント)を行う。</p> <p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	経済成長と雇用	<p>【目標8】包摂的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	不平等	<p>【目標 10】各国内及び各国間の不平等を是正する。</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	平和	<p>【目標 16】持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的に説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p> <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	実施手段	<p>【目標 17】持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p> <p>自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

出典：一般財団法人・省エネルギー機構「私たちの町にとっての S D G s (持続可能な開発目標) 一導入のためのガイドラインー」

第2 基本方針

1 人権同和教育・啓発の推進

差別のない人権が尊重される社会づくりをめざして、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消を目的に人権同和教育を推進し啓発活動を実施してきましたが、差別を助長・容認する社会意識が依然として根強く残っています。部落差別をはじめ様々な差別や人権侵害が存在していることは、令和元（2019）年度に実施した「人権と暮らしについての意識調査」及び「部落差別に関する意識調査」でも明らかです。

こうした現状を踏まえ、全ての人々がそれぞれの問題の本質を正しく理解し具体的に実践できるよう、現在取り組んでいる人権同和教育・啓発を一層充実させ推進

していく必要があります。さらに、市職員・教職員等人権に関わりの深い職業に従事する者に対する人権同和教育を充実したものとし、啓発活動についても効果的に実施していく必要があります。

- (1) 人権同和教育・啓発の推進にあたっては、平成 12（2000）年の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、平成 28（2016）年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」及び本市の平成 29（2017）年の「平和と人権を守る都市宣言」の趣旨を踏まえながら、学校、家庭、地域社会、職域などあらゆる場を通じた人権同和教育・啓発を推進し、「東御市人権尊重のまちづくり条例」の理念、内容の普及・啓発に努めます。
- (2) 東部人権啓発センターを拠点として、人権問題に関する調査・研究の充実、推進を図り、今後の施策展開への活用を図ります。

2 相談体制の充実と関係団体との連携強化

市民からの人権に関する相談に対応するため、「人権よろず相談所」を各方面からの協力を得て実施しています。また、人権啓発センター相談員による対応、人権擁護委員による相談事業、本市の各種施策による相談窓口を開設していますが、相談内容は多様化し、相談件数も増加しています。また、平成 28（2016）年に施行された人権三法のうち、「障害者差別解消法」及び「ヘイトスピーチ解消法」では、差別に関する相談、差別的言動に関する相談に的確に応じるとともに、それによる紛争の防止または解決を図ることができる体制を整備すること、また「部落差別解消推進法」では、相談体制の充実を図るよう、国と地方公共団体に求めています。相談体制の整備、充実と関係団体との連携強化は、喫緊の課題です。人権を尊重し共に支えあう心豊かな地域社会をつくっていくためには、支援関係団体が果たす役割は大きく、今後も組織の育成支援を行い、活動の場や情報の提供と共有など、本市との協働をさらに促進しなければなりません。

- (1) 多様化する人権に関する相談に的確に対応できる、実効性のある相談体制の充実を図ります。
- (2) 人権が侵害された被害者への救済や解決を図るために、必要な相談窓口の情報提供や体制の整備を図ります。
- (3) 東部人権啓発センターを核として、支援関係団体の活動を支援し、団体相互の交流支援や情報提供・情報共有などを促進しながら、人権施策推進のための連携強化を図ります。
- (4) 人権問題は、当事者を自殺に追い込む引き金となり得る社会問題であることを認識し、「自殺対策基本法」（平成 18 年法律第 85 号）に基づく東御市自殺対策計画とも連携して、問題に直面した人を早期に支援できる地域づくりを推進します。

第3 人権課題への取り組み

1 部落差別（同和問題）

昭和 40(1965) 年の同和対策審議会答申を受けて、昭和 44(1969) 年の同和対策事業特別措置法制定以降 33 年間にわたって続いてきた「特別措置法」が平成 14(2002) 年 3 月に終了しましたが、その後も本市では一般施策として部落差別（同和問題）の解決に向け継続し取り組みを進めてきました。しかしながら、これまでの取り組みで同和地区内の諸環境の整備等は改善されてきてはいるものの、依然として、被差別地区住民及び出身者の生活、教育、就労・労働の実態は課題を残しています。

また、全国的に電話による同和地区問い合わせ事件、結婚差別や就職差別につながる身元調査事件、情報化社会を反映したインターネットを利用した差別助長行為などの差別事象が後を絶たず、差別意識の根深さは解消されていないのが現状です。

このように部落差別（同和問題）は重要な課題であり、「部落差別解消推進法」は、現在もなお部落差別が存在することを明記しました。この法律が公布された理由をしっかりと受け止め、行政はもとより市民の一人ひとりが主体的に取り組んでいく必要があります。

- (1) あらゆる機会をとらえ、部落差別（同和問題）を正しく理解し、認識を深めるために市民啓発に努めます。
- (2) 差別解消に向け、学校、地域社会等における同和教育を進めるため、教職員、市職員及び企業を中心とした研修を充実し、学校・地域での学習を深めるための人材育成を図ります。
- (3) 差別事象の根絶に向けた取り組みの強化と、部落差別（同和問題）に関する正しい認識の確立と体得、人権意識の高揚を図るための教育・啓発活動の効果的な推進に努めます。
- (4) 公民館活動、隣保館活動、相談体制の充実による支援体制の確保を図ります。
- (5) 部落差別（同和問題）への理解不足を利用して「えせ同和行為（同和問題を口実にした、不当な利益や義務のないことを求める行為）」を排除するための啓発活動を推進します。

2 子どもの人権

社会の最小単位である家庭において、乳児期から子どもの人権が尊重され適切に養育されることで、子どもの人格形成の基礎を培うことになります。子どもの成長について、家族は必要な保護の責務も負っており、行政や地域社会はこれを支援していくなければなりません。

しかし、学校や地域社会でのいじめや児童虐待が増加しており、特に養育の放棄や身体的な虐待が頻繁に報道されています。これは、様々な社会環境の変化のほか、保護者的人権意識の低さや家庭での教育力の低下等の家庭環境が大きな要因と考えられます。また、子どもの人権を守るには、家庭教育のあり方とそれを支援する地域社会の連携は不可欠になっています。家庭・地域・学校が連携し、子どもの生命や人権を守り育てる環境づくりが大きな課題となっています。

- (1) 「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」など子どもの人権に関する意識の向上のための啓発活動を進めます。
- (2) 「東御市青少年健全育成条例」に基づき、子どもたちの健やかな育ちを保障する社会環境整備に努めます。
- (3) 「東御市青少年健全育成計画」に基づき、家庭、地域、保育所・幼稚園、学校及び関係機関との連携を強化し、いじめや子どもの生命・人権に関する問題を取り組みます。
- (4) 乳幼児や児童への虐待防止のため、家庭内や地域で孤立した子育てにならないよう、相談機関の充実と総合的に子育て支援ができる体制の充実を図ります。

3 女性の人権

本市では、男である、女であるに関係なく互いに認め合い、それぞれの個性と能力を發揮して、社会のあらゆる分野で、力を合わせて参画することができる男女共同参画社会の実現をめざし取り組みを進めています。

しかし、「家庭の事は女性の仕事」という意識が根強く残るなど、男女共同参画社会の実現には様々な課題もあります。また、社会的問題となっているドメスティック・バイオレンス（DV）の問題を始め、女性の人権問題は、現在も数多く存在しています。

女性の人権については、男女とも意識改革が必要であり、また、長い時間により作られた社会概念などの改革が必要です。

- (1) 男女共同参画社会の形成促進のため、女性の社会的自立に向けた諸制度の整備や女性の各種委員会・審議会、地域活動等の施策決定の場への積極的な登用などに取り組みます。
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進のために、事業主への啓発など女性の就労促進及び男女双方のワークライフバランス^{注)}が推進される社会づくりの取り組みを進めます。
- (3) 男女共同参画社会の実現に向けて、教育・啓発活動を積極的に行い、DVも含めて相談体制の充実を図ります。

4 障がい者の人権

障がい者の人権が尊重され、平等な社会参加と共同・共生が実現されるためには、障がい者一人ひとりの異なる障がいを正しく理解するとともに、地域社会の更なる支援が必要です。

- (1) 「障がいのある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常の社会である。」というノーマライゼーションの理念に基づき、共生社会の実現を普及促進します。
- (2) ユニバーサル社会づくりを推進するため、交流会やイベントなどの、障がい者と健常者が接する機会を数多く設け、理解を深める取り組みを行います。

注)ワークライフバランス：仕事もプライベートもどちらも充実させる働き方・生き方

- (3) 「障害者差別解消法」に基づき、市民・事業者等への啓発活動を強化し、相談体制の充実を図ります。
- (4) 公共施設をはじめとした建物のバリアフリー化は、細かい部分まで障がい者の視点でチェックし、整備を図ります。

5 高齢者の人権

高齢者は一般的に社会的な行動範囲が狭まり、孤独化しやすい傾向にあります。本市においても高齢者だけのひとり暮らし及び夫婦世帯が多くあり、地域社会全体での見守りが必要となっています。

高齢者が健康で生きがいを感じながら安心して暮らせる地域社会づくりを進めるためには、就労の場の確保や社会貢献する機会が得られると共に、介護、医療等のサービスを安心して受けられることが必要です。

また、高齢者の特性に対する理解や介護、医療現場での人権の確保やプライバシーへの配慮が望まれています。

さらには、多様化する消費者被害、高齢者虐待が年々増加する傾向にあるなかで、高齢者の権利擁護の更なる促進に取り組む必要があります。

- (1) 高齢者の就労の場や地域における居場所を確保し、生きがい対策の推進を図ります。
- (2) 高齢者が最期まで自分の意思で選択し生活できるよう、医療と介護、また地域住民が連携した地域包括ケアシステムの深化を図ります。
- (3) 認知症など高齢者の特性について理解を深める啓発や学習を進め、高齢者が健康で生きがいをもって生活できる社会環境の整備に努めます。
- (4) 介護、医療現場での高齢者に対する人権の確保やプライバシーへの配慮及び高齢者に関する相談体制の充実を図ります。
- (5) 高齢者の消費者被害や虐待については、未然防止、早期発見による早期対応及び解決に向け、関係機関と連携しながら取り組み、権利擁護の促進に努めます。

6 外国人の人権

本市には、多くの外国人が住んでおり、国際化の進展に伴って交流が進む一方、言語、文化、習慣、価値観などの相互理解が不十分であることに起因した外国人に対する偏見や差別などの人権問題が生じています。

「ヘイトスピーチ解消法」は、日本に住んでいる外国出身者やその子孫に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることから、その解消に向けた取り組みを推進しようとするものです。様々な文化や多様性を認め合いながら、互いに尊敬しあい、安心して暮らせる地域社会を形成する必要があります。

- (1) 市民の国際理解を深め、国際交流活動を活性化する中で、お互いの文化や個性を尊重し、偏見や差別をなくすための教育・啓発、支援・相談体制の充実に努めます。
- (2) 外国籍住民が安心して暮らすための、生活や就労上のトラブルに関する相談体制の充実に努めるほか、国の関係機関と連携を図りながら、外国籍住民を雇

用する企業に、働きやすい労働環境の整備や多文化共生に関する啓発を進めます。

7 インターネットによる人権問題

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現を掲載したりするなど、人権に関わる様々な問題が発生しています。そのため、インターネット利用対象者等に対して、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発活動を推進していくことが必要です。

- (1) 学校教育において、ネットリテラシー^{注1)} 教育の中で人権に関する意識を育てていきます。
- (2) 個人情報を扱うことの多い教職員や市職員には、セキュリティ研修を位置づけ、情報漏洩を起こすことのないようにしていくとともに、インターネットでの人権問題について敏感に対応できる意識を育てていきます。
- (3) 市民に対して、インターネットの適正な利用やプライバシーに関する正しい理解を深めるための人権教育・啓発活動を進めます。

8 L G B Tなどの性的マイノリティ^{注2)}の人権

「身体の性」と「心の性」との食い違いに悩みながら、周囲の心ない好奇心の目にさらされたりして苦しんでいる人がいます。また、男性が男性を、女性が女性を好きになることに対しても偏見や差別があり学校でいじめられたり、職場に居づらくなることさえあります。

このようなL G B Tなどの性的マイノリティを理由とする差別的な扱いについては、日本でも人権としての認識が高まってきています。しかし、理解は不十分であるため、社会生活の様々な場面で人権侵害が生じています。そのため、差別や偏見を恐れて、カミングアウト（本人が他人に伝えること）することができない現実があります。カミングアウトした場合でも、それを受け入れる側がきちんと受け止める対応ができなかったり、打ち明けられたことを他言してしまったりするという人権侵害も起こっています。

思春期に性に対する自認意識が起こりやすいということからも、義務教育の中でL G B Tなどの性的マイノリティに対する理解を深める教育や対応がより強く求められています。また、L G B Tに対し、すべての人に関わる広い概念で、どの性別を

注 1) ネットリテラシー：インターネットを正しく使いこなすための知識や能力

注 2) LGBT：次の言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉で、性的マイノリティ（性的少数者）

を表す言葉の一つとして使われることもあります。

- ・Lesbian(レズビアン)：女性の同性愛者（心の性が女性で恋愛対象も女性）
- ・Gay(ゲイ)：男性の同性愛者（心の性が男性で恋愛対象も男性）
- ・Bisexual(バイセクシャル)：同性愛者（恋愛対象が女性にも男性にも向いている）
- ・Transgender(トランスジェンダー)：「身体の性」と「心の性」が一致しないため「身体の性」に違和感を持つ人

好きになるかを表す「性的指向 (Sexual Orientation)」、自分の性別をどう認識しているかを表す「性自認 (Gender Identity)」の頭文字を取って、「S O G I (ソジ)」という言葉が用いられています。

- (1) L G B Tなどの性的マイノリティの人々が、差別や偏見、いじめ等の人権侵害を受けることのないよう、多様な性について理解を深めるための教育及び啓発を推進します。
- (2) 当事者やその関係者からの相談に適切に対応するため、専門機関や医療機関等と連携した相談体制の充実に努めます。
- (3) 学校教育、地区人権学習会において、性的マイノリティに関わる内容を積極的に取り入れていきます。

9 その他の人権問題

ハンセン病患者、エイズ患者、H I V感染者、近年ではC O V I D – 19^{注)}患者等に対する偏見や誹謗中傷など、病気に関する知識不足と未知の感染症への恐れが差別を生み出しています。こういった偏見による差別を克服していくには、何よりも病気に対する正しい知識を持ち、偏見を取り除いていく必要があります。

その他にも、アイヌの人々、刑を終えて出所してきた人、婚外子、北朝鮮当局によって拉致された被害者等に対する偏見や差別等の問題も見逃すことは出来ません。また、犯罪被害者やその家族の人権を尊重していくことも重要です。

- (1) 様々な偏見からくる差別や人権問題に対して、正しい知識の普及や啓発・教育活動、支援・相談体制の充実に努めます。

第4 施策の推進にあたって

1 推進体制の整備

人権啓発の市民交流の拠点として、生活上の各種課題及び人権課題の解決に資するため、東部人権啓発センターと北御牧人権啓発センターが設置されています。

特に東部人権啓発センターでは、人権同和教育・啓発、相談、関係団体との連携等、具体的な事業展開を行います。

また、人権に関する課題は多岐にわたることから、これらの人権施策を効果的に推進していくため、府内各部局の連絡調整を密にし、東御市人権尊重のまちづくり審議会と連携しながら、“全ての人が尊重されるまちを目指す”に向けて施策の推進を図ります。

注) COVID – 19:新型コロナウイルス感染症

東御市人権施策の「基本計画」

第1 基本施策の推進

I－1 あらゆる場を通じた人権同和教育・啓発の推進

(1) 現状と課題

本市では、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消をめざした人権同和教育を積極的に推進してきております。成果という視点からはまだまだ不充分な面が見受けられますが、市民の部落差別（同和問題）に対する正しい認識は少しづつ高まってきています。

しかし、「寝た子を起こすな」などの誤った考え方や「自分には関係ない問題」「自分ではどうしようもない問題」等、部落差別（同和問題）や他の人権問題を他人事として捉えている場合も多く、積極的理解や行動につながらず、差別意識の解消には至っていません。

子どもの人権感覚を育てるうえで、大人の人権意識は重要な影響を与えます。それぞれの園・学校において保護者組織で人権同和教育が取り組まれ、保護者の人権意識の高揚と子どもの生命・人権を守る子育てを積極的に推進していく必要があります。

市職員や教職員などはその職務を通じて、地域社会のなかで啓発の主体者として、その指導的役割が果たせる資質の向上を図ることが大切です。また、東御市企業人権同和教育連絡協議会を核として、人権同和教育や啓発の取り組みが企業においても行われていく必要があります。

部落差別（同和問題）をはじめ、人権問題全般の正しい理解と実践を図るために、「あらゆる場を通じての人権同和教育・人権啓発の推進」を行う必要がありますが、これらの人権について学ぶ場に市民が主体的に参加するよう、手法や内容を工夫することが必要です。

(2) 施策の方向

- ア 正しい知識・理解を深めるため、これまで取り組まれてきた同和教育の成果を踏まえ、それぞれの学校や職場において対象者の知識や習熟度、発達段階に応じた体系的、実践的な人権同和教育を実施します。
- イ 学習会や研修会は、市民誰もが参加しやすいようにより多くの機会を設け、主体的に学ぶことができるよう内容を充実させ、分かりやすくかつ参加者の心に響く内容にすることにより、人権尊重の実践につながるものにしていきます。
- ウ 人権啓発の推進にあたっては、市民が興味をもって参加できる行事などの開催や地域に密着したきめ細かい多様な啓発活動を展開するため、関係機関・市民団体と連携・協力を図りながら、人権学習に取り組めるよう情報の提供を進めます。

(3) 施策の体系

基本施策の推進	施策の体系
あらゆる場を通じた人権同和教育・啓発の推進	① 学校などでの人権同和教育の推進 ② 社会教育における人権同和教育の推進 ③ 市職員・教職員及び福祉関係者などに対する人権同和教育の推進 ④ 子育て支援における人権教育の推進 ⑤ 人権啓発行事の開催 ⑥ 広報紙・人権啓発冊子・人権啓発作品募集及び展示などによる啓発 ⑦ 企業における人権啓発の推進 ⑧ 関係機関・市民団体等との連携・協力

(4) 施策の展開

① 学校などでの人権同和教育の推進

- ・ 市内の幼保小中高に勤務する教職員が、公開の保育や授業の研究を中心とした研修を深め、人権同和教育を進めます。また、小中学校においては研修校と授業研究校を指定して進めます。
- ・ 保育所・幼稚園の就学前保育・幼児教育において、保育所保育指針等に掲げる保育目標の一つ「人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと」の達成を図ります。
- ・ 「人権と暮らしについての意識調査」及び「部落差別に関する意識調査」の結果や、学校や地域の暮らしの中にあるあらゆる差別の問題を教材化し、生活と結びついた人権同和教育を推進します。
- ・ 具体的な課題解決に向けて、教職員の人権同和教育研修の充実とともに、学年会や教科会などの活動をより活発化するとともに、教職員の質的・量的な充実を図ります。
- ・ 保護者への意識啓発を図るため、PTA会員の研修機会の拡充、家庭・地域の啓発活動を推進します。
- ・ 市内の小中学校ごとに、解放子ども会の保護者や関係者、部落解放同盟東御市協議会役員、学校職員、教育委員会及び人権同和担当課職員による懇談会を通じて、同和教育の充実と改善を図ります。
- ・ 教育委員会及び人権同和担当課に配置された人権同和教育指導員を中心に、小中学校からの講師派遣要請に赴き、本市の人権同和教育に沿った内容で教育支援、研修支援をします。

② 社会教育における人権同和教育の推進

- ・ 地域における啓発活動を推進するため、公民館との連携を強化し、人権啓発学習会を開催して、人権同和教育の推進を図ります。
- ・ 市民の学習機会や情報の提供、学習方法の提案、指導者育成など学習支援

を図ります。

- ・ 地域や各団体、各機関での各種の研修会を充実するため、また、研修会への派遣要請に対応していくため、人権問題に深い認識と実践力のある指導者の発掘と養成、確保を図ります。

- ・ 学校人権同和教育同様、人権同和教育指導員が具体的な関わりを持っていきます。

③ 市職員・教職員及び福祉関係者などに対する人権同和教育の推進

- ・ 体系化された職員研修の計画を策定し、職員一人ひとりが自らの職務を通じて指導的役割が果たせるように計画的な研修を実施します。

- ・ 医療機関従事者や福祉施設職員、ホームヘルパーなどの医療・福祉関係者に対する人権学習の充実や、民間機関における人権学習の充実が図られるよう講師の紹介、資料の提供等の支援に努めます。

④ 子育て支援における人権教育の推進

- ・ 妊娠期から子どもの生命、健康、成長が尊重されるように、保護者への人権教育を推進します。

- ・ 子どもがその子らしく成長し、家族の一員としてのびやかに成長できる家庭づくりを支援します。

⑤ 人権啓発行事の開催

- ・ 市民が関心・興味をもって参加できる講演会や交流会などの啓発活動事業を行います。

- ・ 人権週間にあわせて、「人権尊重のまちづくり市民の集い」を開催し啓発に努めます。

⑥ 広報紙・人権啓発冊子・人権啓発作品募集及び展示などによる啓発

- ・ 市民が人権問題への認識を深められるように、市広報紙に人権啓発シリーズ「心の眼」を掲載します。

- ・ あらゆる人権問題の解決を図るため、人権啓発冊子の作成などの充実に努めます。

- ・ 保育所・幼稚園、学校及び関係機関での人権同和教育の一環として、人権啓発のポスター、作文、標語を募集し、その優秀作品を用い人権啓発に努めます。

- ・ 図書館や人権啓発センターにおける人権啓発図書の充実を図るように努めます。

- ・ 市のホームページの活用を図ります。

⑦ 企業における人権啓発の推進

- ・ 東御市企業人権同和教育連絡協議会(令和3年3月末現在 市内86社加盟)を中心に関係機関と連携して、企業の啓発活動を促進するため、研修機会及び啓発資料・情報の提供に努めます。

- ・ 企業の人権に関する活動等の情報収集に努め、企業相互の情報交換や市民への情報発信に努めます。

⑧ 関係機関・市民団体等との連携・協力

- ・ 国・県が実施する様々な人権関係施策に積極的に参加します。また、法務局や人権擁護委員及び人権啓発活動ネットワーク協議会等との連携を強化しま

す。

- ・ 女性団体連絡協議会・高齢者クラブなどの各種団体での人権同和教育を進めるため、研修会開催の講師派遣などを支援します。
- ・ 教育委員会及び人権同和担当課に配置された人権同和教育指導員を中心に、市内の関連機関や団体はもちろんのこと、市外の行政機関からの講師派遣要請にも赴き、教育支援、研修支援をします。
- ・ 差別事象など、人権侵害の事象などへの対応については、法務局などの関係機関や関係団体などと連携し、今後の啓発活動に活かすなど再発防止に努めます。

I-2 人権問題に関する調査・研究の充実

(1) 現状と課題

長年の取り組みにかかわらず、部落差別をはじめとする様々な人権問題について、偏見や差別で悩み苦しんでいる方がいるのが現状です。部落差別解消推進法成立の背景ともなっているインターネットなどを利用した差別事象も、深刻な人権侵害として拡がっています。

こうした事象の背景や課題を究明する必要があります。また、人権問題の解決に向けて効果的な施策を推進するためには、各種調査やアンケートの実施により、市民の意見を聞かせていただくことが必要です。

(2) 施策の方向

ア 部落差別をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて、様々な施策を効果的に実施するため、また、市民の人権意識を把握するため、調査・アンケートを定期的に行います。

イ 市職員の意識調査を実施して人権に配慮した職務を遂行するよう研修・啓発に努めます。

(3) 施策の体系

基本施策の推進	施策の体系
人権問題に関する調査・研究の充実	⑨ 意識調査の実施 ⑩ 研修・啓発の在り方の研究

(4) 施策の展開

⑨ 意識調査の実施

- ・ 調査・アンケートは概ね5年を目安に実施します。
- ・ 市職員が人権に配慮した職務を遂行していくために「職員の意識調査」に取り組み、必要な点については職務の改善に働きかけます。

⑩ 研修・啓発の在り方の研究

- ・ 調査・アンケートの結果を踏まえ、体系的な啓発や研修のあり方について、人権同和教育指導委員を中心とした研究を進め、効果的な啓発方法の導入に努めます。

II－1 実効性のある相談体制の充実

(1) 現状と課題

本市では、弁護士、司法書士、行政相談委員、人権擁護委員などによる定期的な「人権よろず相談所」を実施しています。この他にも人権啓発センター相談員による対応、人権擁護委員による相談事業、本市の各種施策による相談窓口を開設しています。多様化・複雑化している人権に関する相談に的確に応じるために、関係各課、関係機関との連携が重要です。

また、相談者に安心して窓口を利用してもらえる環境づくりが必要です。

(2) 施策の方向

- ア 市民の困りごとや悩みがいち早く解決されるように各相談機関の連携強化を図るとともに、相談員の資質向上に努めます。
- イ 気軽に相談に来られるよう相談事業の周知に努めます。

(3) 施策の体系

基本施策の推進	施策の体系
実効性のある相談体制の充実	⑪ 相談機関の情報提供
	⑫ 相談員の資質の向上
	⑬ 関係機関との連携強化

(4) 施策の展開

- ⑪ 相談機関の情報提供
 - ・ 市広報紙、ホームページ、コミュニティFMなどを活用して各相談機関の情報提供をすることで、的確な相談窓口につなげるよう努めます。
 - ・ 各相談機関との連携を図り、相互に情報交換して市民に提供できる情報を充実させるように努めます。
 - ・ 地域住民の最も身近な相談場所として、東部人権啓発センター及び北御牧人権啓発センターの役割が發揮できるように努めます。
- ⑫ 相談員の資質向上
 - ・ 多様化している人権に関する相談に的確に応じることができるように、研修を重ねるとともに、受講を通して相談員の資質の向上に努めます。
- ⑬ 関係機関との連携強化
 - ・ 法務局や県内の専門的な相談機関との連携を強化し、情報交換を進めます。
 - ・ 人権侵害の救済・解決が図られるよう、専門機関などと協働します。

II－2 関係団体との連携強化

(1) 現状と課題

人権問題の解決は、行政の施策実施のみで実現されるものではなく、市民一人ひとりが自分自身のこととしてとらえ、行動することによってもたらされます。この計画に基づいて施策を実施していくにあたっては、広く市民団体に参加を呼びかける必要があります。

市内には、福祉関係や青少年育成などの人権に関わるボランティアグループが多く活動しています。引き続き、これらの団体と協働していくことが必要です。

また、部落解放同盟東御市協議会の果たしてきた役割は、部落差別（同和問題）の解決を目指す活動にとどまらず、暮らしやすい環境づくりなどの面においても顕著であり、更に発展強化されるよう支援していく必要があります。

(2) 施策の方向

ア 市民の意見が反映できる仕組みのもとで、市民と市が協働して人権尊重のまちづくりを推進します。そのためには、市から情報を発信するだけにとどまらず、市民や企業の活動の情報収集にも努め、市民に向けて発信するようにも努めてまいります。

イ 意識調査などにより寄せていただいた意見にも耳を傾け、人権尊重のまちづくりの推進のために活かしていきます。

ウ 市民が自主的に行動できるように、人権に関連した活動団体を結成したときは、積極的に協力・支援を行います。

(3) 施策の体系

基本施策の推進	施策の体系
施策推進のための関係団体との連携強化	⑭ 市民団体等活動への支援

(4) 施策の展開

⑭ 市民団体等活動への支援

- ・ 団体が安心して地域に密着した活動ができるよう、団体の結成や活動に関する相談に応じ支援します。
- ・ 団体の交流を図り、人権に関する市民の自主的な活動を促すような事業を検討します。
- ・ 部落解放同盟東御市協議会の活動を支援します。

第2 課題別施策の推進

1 部落差別(同和問題)

(1) 現状と課題

部落差別(同和問題)の解消に向け、生活環境の改善や人権意識の高揚のための教育・啓発などの各種事業を積極的に進めてきました。その結果、住環境の整備をはじめとした物的な基盤整備や学校教育及び社会教育における積極的な同和教育の推進により、一定の成果をあげています。しかし、以前の同和教育として学んできたままの知識・理解、就労、結婚などの面で克服すべき課題が残っています。

また、同和地区の問い合わせをはじめとする差別事象は後を絶っておらず、令和元(2019)年度の「人権と暮らしについての意識調査」の中でも、約63%の方が現在でも部落差別があると思うと回答しています。事実、「部落差別に関する意識調査」では、20代～40代の方が「結婚差別があった」と回答しており、平成14(2002)年の「同和対策事業特別措置法」終了後も依然として差別が起きているという実態が見えています。

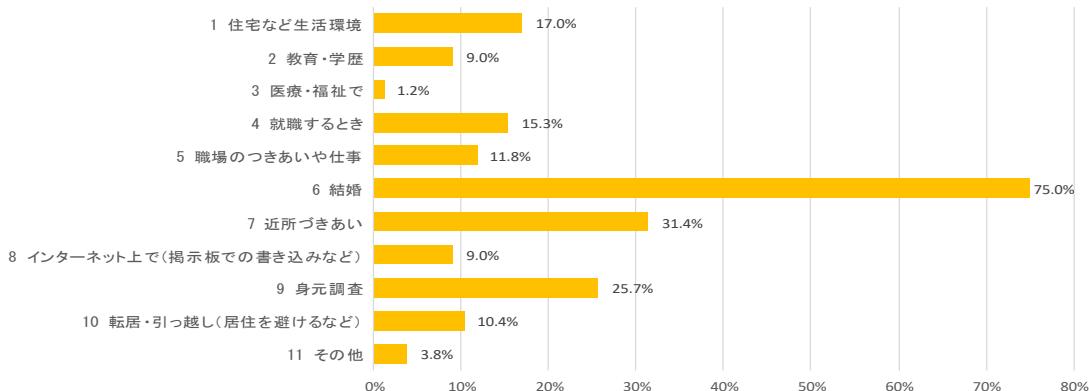
同和教育を学校の授業で教わったと回答した方が60%以上と高く、これは長年に亘って学校人権同和教育の取り組みが、継続して行われてきたことの成果が出てきていると推察される一方で、「ほとんど差別はなくなった」「差別はなくなった」と回答した方が、20代以上の各年代で30%以上もあり、現在の差別の現状と理解が結びつかない方も依然として多くいることが分かります。さらに、差別が存在すると回答した方の中にも、部落差別は「自然になくなる」「自分とは直接関係ない」と回答した方が約40%もあり、「部落差別解消推進法」成立の背景とは相反する人権意識を持った方が依然として多数おり、間違った理解が根強く残っていることが伺えます。

このような現状のなか、市民の差別意識の解消のため、市民への正しい知識を広めていくためにも、「部落差別解消推進法」の周知とともに、今後も継続的な学習機会の提供や、人権意識の高揚に関する諸施策を積極的に進めていく必要があります。

部落差別(同和問題)

(部落差別(同和問題)が、「今も差別が根強く残っている」「改善されてきているが、まだ残っている」と答えた方に)どのような面に部落差別(同和問題)の実態や意識があると思いますか(複数回答可)

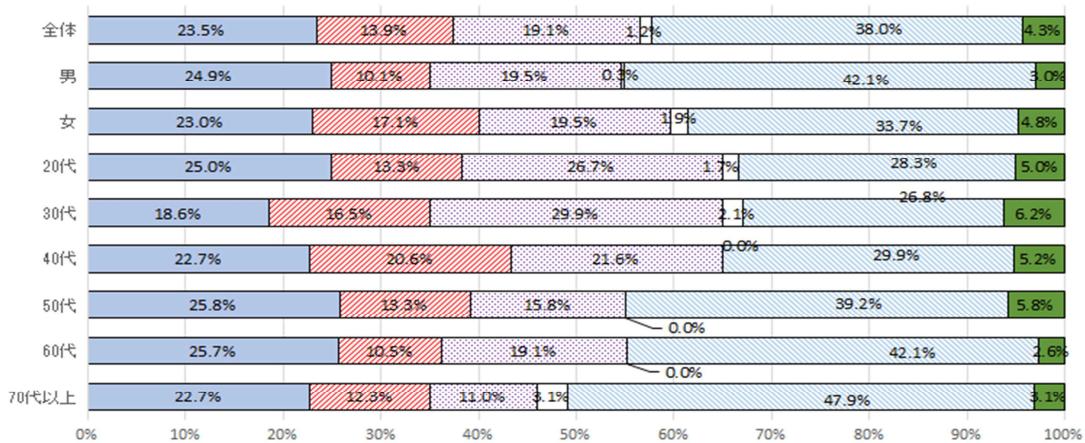
(回答者数 424人、回答件数 888件、「人権と暮らしについての意識調査」)



あなたは部落差別（同和問題）を解決するにはどうしたらよいと思いますか。
次の中からあなたのお考えに最も近いものを選んでください。
(回答者数 690 人、「人権と暮らしについての意識調査」)

性別・年代別 (%)

- 1 一人ひとりが自ら差別を許さない自觉を持ち、自分の問題として解決に努力するべきである
- 2 部落差別（同和問題）についての学習会などに参加し、正しい知識を学び、人権尊重の意識を高めて行動することが大切である
- 3 行政・学校・企業などで、部落差別（同和問題）をはじめとする、あらゆる人権教育や啓発活動を行っていくことがよい
- 4 自分とは直接関係ないので、差別をなくすために、当事者や関係団体が努力すればよい
- 5 部落差別（同和問題）をあえて取り上げなければ、自然になくなっていくと思う
- 6 その他



(2) 施策の方向

- ア 部落差別（同和問題）の早期解決のために、地域での人権啓発学習会のテーマが他の人権問題となる場合でも、部落差別との関連につながる内容を取り上げるなどして継続的に進め、多くの市民が関心を持つことができるような取り組みを進めます。
- イ これまで実施してきた施策の成果を生かし、残された課題について、地域の実情をふまえ、必要な事業については一般対策事業の中で実施していきます。
- ウ 東部人権啓発センター、北御牧人権啓発センター及び地域にある同和集会所を活用した各地域での交流事業を推進します。
- エ 東部人権啓発センター、北御牧人権啓発センターにそれぞれ相談員を配置し相談事業を推進します。
- オ 「えせ同和行為」を排除するため、関係機関と連携し、啓発に取り組みます。

2 子どもの人権

(1) 現状と課題

平成6(1994)年「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が批准され、子どもの最善の利益を守り、健やかな発達と子ども独自の権利を擁護することが合意されました。子どもの成長について、家族は必要な保護の責務を負っており、地域社会はこれを支援していかなければなりません。

しかし、今日の社会情勢は、情報化、国際化、少子高齢化及び価値観の多様化な

ど、著しく変化をしています。こうした状況は、子どもを取り巻く環境に大きな影響を与え、様々な課題を生み出しています。中でも、子どもの人権にかかわる乳幼児期からの虐待や、学校におけるいじめや不登校、子どもの自殺などの問題が増加している実態がみられます。特に、近年ではスマートフォン等、インターネットの普及に伴い、ネットを介して子どもの人権を侵害するトラブルも多く発生しています。

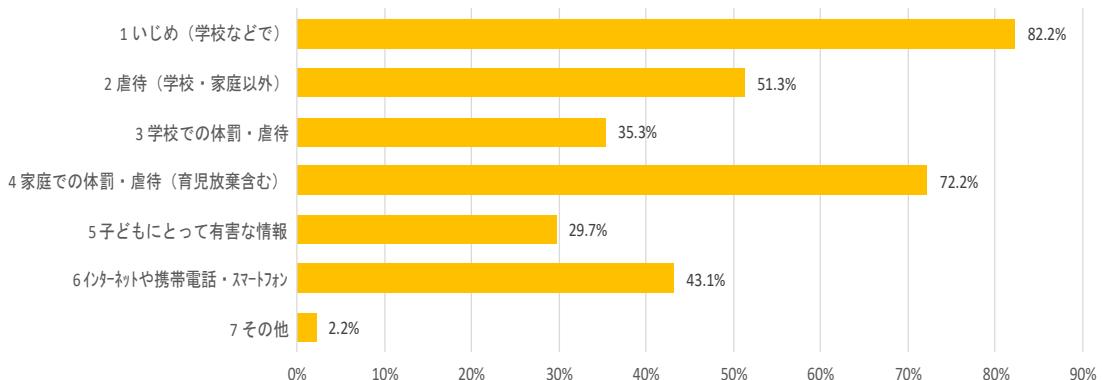
「子どもの権利条約」を具現化していくには、家庭での子育て及びそれを支える地域社会、さらには保育所・幼稚園の就学前保育・幼児教育、学校における教育、これらの3つが連携していくことが大切です。家庭や地域社会は子どもの人権を守り、子どもたち自身も互いの人権を尊重し合うことを学ばなくてはなりません。すべての人が、生き生きと過ごせる環境を、大人も子どもも協力して作っていくことが重要です。

子どもの人権

(子どもの人権が「守られていないと思う」と答えた方に)

現在、どのような面で子どもの人権が守られていないと思いますか。(複数回答可)

(回答者数 320人、回答件数 1,011件 「人権と暮らしについての意識調査」)



(2) 施策の方向

ア 子ども自らが人権文化創造の主体として行動していくよう、子育て支援センター、各地区の児童館・児童クラブ、保健センターなどの子育てグループ等の支援を通じ、子ども一人ひとりの人権を保障する取り組みを充実します。特に子どもの人権をおびやかす虐待については、予防・早期発見・早期対応が重要です。

イ 医師、警察、児童相談所、福祉・教育関係者等により組織されている東御市児童虐待防止ネットワークを活用し、各機関が連携して早期発見に努め、児童とその家族への支援を図ります。

ウ 妊娠初期から保護者に対する愛着形成等の支援に努めます。

エ 子どもにとって、家庭内でのしつけや教育は重要な意味を持っています。家庭内や地域で孤立した子育てにならないように、しつけや家庭教育など子どもに関する相談機関の周知と家庭・地域・学校との連携強化を図り、子育て支援ができる体制の充実を図ります。

オ 地域社会では、子ども会育成連絡協議会や青少年育成市民会議、青少年センターの活動をとおして、子どもたちの体験活動や異世代間・地域間の交流活動の充実や社会参加の促進を図り、青少年の健全育成及びよりよい社会環境づくりを推進します。

カ ネットトラブルから子どもたちを守るために、家庭・地域・学校と連携をして、出前講座や講演会などを実施し、ネットリテラシーを中心としたメディアリテラシー教育の推進を図ります。

キ いじめの防止、早期発見と適切かつ迅速な対処ができるよう、学校における道徳教育（人権教育）やコミュニケーション活動を重視した教育活動のさらなる充実や児童会・生徒会における交流活動等の取組を推進していきます。また、子ども社会だけの問題と捉えず、学校・家庭・地域の連携協力による取り組みや啓発を推進していきます。さらに、小中学校では支援会議やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した悩み相談の体制の充実や、教職員への研修等の充実を図っていきます。

3 女性の人権

(1) 現状と課題

昭和 54(1979)年の第 34 回国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択され、国、県及び市町村において女性の地位向上のための取り組みが進められてきました。本市は平成 16 (2004) 年 4 月 1 日に合併したことから、新市として新たに平成 18 (2006) 年 3 月「東御市男女共同参画プラン」を策定しました。その後、平成 21 (2009) 年 12 月「東御市男女共同参画推進条例」を制定し、それに基づき前述のプランを改めました。平成 24 (2012) 年 3 月「東御市男女共同参画推進基本計画」を 10 年間の計画として策定し、5 年後に見直しを行いました。

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されているところであり、法制上も男女平等の原則が確立されています。しかし、例えば「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」といった、男女の役割を固定的にとらえる意識や、戸主に家の統率権限を与えた家制度的な考え方、男性中心主義の考えは、今なお社会に根強く残っており、このことが、家庭や職場、地域社会において種々の差別を生む原因となっています。また、女性自身もその意識や考えにしばられている傾向もうかがえます。

女性の人権問題は、女性自身の意識の問題であるとともに、男性の人権感覚の問題でもあり、女性差別のない社会の実現のためには、社会的な意識改革が重要な課題です。それと同時に、女性自身が自己の意識改革と行動変容を積極的にしなければなりません。

また、各種委員会・審議会等の施策決定の場における女性の参画率を伸ばしていくことも必要です。

近年の人権相談の中には、夫等からの暴力や極端な無視などのドメスティック・バイオレンス (D V) や職場等におけるハラスメント（嫌がらせ）、性犯罪などの女性に対する暴力の問題に関わるものが増えています。相談される女性の場合、経済的理由から我慢して服従しているといったケースが多いという現状があります。女性の人権の確立は重要な問題であり、意識改革の啓発と併せて、人権相

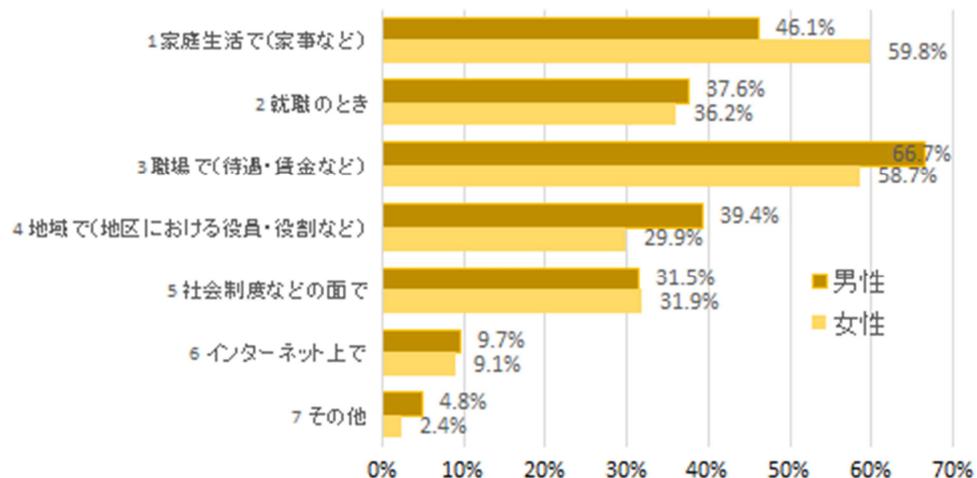
談体制の充実や支援体制の整備が必要です。

女性の人権

(女性に対する差別・偏見が「あると思う」と答えた方に)

現在、どのような面に差別の実態や意識があると思いますか。（複数回答可）

（回答者数 434 人、回答件数 1,003 件、「人権と暮らしについての意識調査」）



(2) 施策の方向

- ア 女性の人権は、慣習や男性の意識を改革していくことが重要であり、また、女性自身の意識改革と行動変容を積極的に行うことが必要であるため、男女共同参画社会の構築に向けて、教育と啓発を行います。
- イ 社会に根強く残る男女の役割を固定的にとらえる人々の意識を変えていくためには、あらゆる場面での教育・啓発が必要になることから、学校教育だけでなく、就学前教育・保育から生涯学習の場において教育・啓発を進めます。同時に、女性自らの健康を守るために性と生殖に関する健康の視点に立った教育・啓発を進めます。
- ウ 女性の社会的自立へ向け、女性の職場における活躍の推進のために事業主への啓発を進め、女性の就労を促進すると共に、女性の各種委員会・審議会等への積極的な登用、地域活動への参加を図る取り組みを進めます。
- エ 活力ある社会づくりに向け男女双方のワークライフバランスが推進される社会づくりに取り組みます。
- オ ドメスティック・バイオレンス (DV)、ハラスメント (嫌がらせ)、性犯罪などの女性に対する暴力や人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識高揚を促す啓発活動を強化し、人権相談、支援体制を充実します。

4 障がい者の人権

(1) 現状と課題

障がいのある人が、地域で安心して生きがいをもって生活できるよう、また、障がいがあっても、一般社会のなかで生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそ本来あるべき社会であるとするノーマライゼーションに基づくまちづくりの条件整備が必要です。

本市には、障がい（身体・知的・精神）の認定を受けている方が 1,818 人（令和 2 年 3 月末現在）おり、それらの人々を支援する市民活動も広がりを見せてています。障がい者の自立と社会参加の実現を図るために、障がいのある人が必要とする障がい福祉サービスを受けつつ、障がいの有無にかかわらず人権・生活・就労において相互に人格と個性を尊重しあい、共生できる社会づくりを推進する必要があります。

障がい者にとって住み良いまちは、障がいのない人にとっても住み良いまちです。身の回りのバリアをなくすとともに、心のバリアを取り除き、共に暮らしやすい社会を創っていく必要があります。

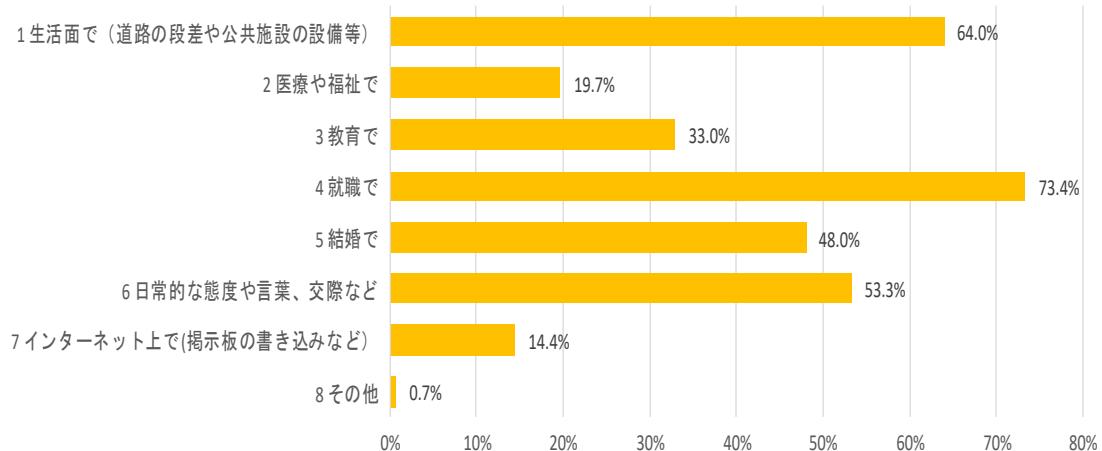
これらについては「東御市総合障がい計画」に策定されています。なお、「東御市総合障がい計画」には、障がい者の状況等を踏まえた、障がい者のための施策に関する基本的な計画の「東御市障がい者計画」や障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画の「東御市障がい福祉計画」、「東御市障がい児福祉計画」を内包しています。

障がい者の人権

（障がい（身体障がい・知的障がい・精神障がい）のある人に対する差別・偏見が「あると思う」と答えた方に）

現在、どのような場面に差別の実態や意識があると思いますか。（複数回答可）

（回答者数 458 人、回答件数 1,403 件、「人権と暮らしについての意識調査」）



(2) 施策の方向

- ア 障がいのある人もない人も、共に生きる社会づくりを理念とする「ノーマライゼーション」や「共生社会の実現」の普及促進を進めるとともに、さまざまな機会を通して障がい者が抱える多様な課題について認識を深め、障がい者に対する理解を深めるための福祉教育や意識啓発を図ります。
- イ 平成 28（2016）年 4 月に施行された「障害者差別解消法」に基づき、障がいを理由とする差別の解消に向けて推進していきます。
- ウ 障がい者やその家族の方の相談内容は、医療・保健・福祉・労働・教育など広範囲に及ぶため、各関係者の連携を強化して、より充実した相談ができるよう努めます。
- エ 障がい者が安心して暮らせる社会をつくるためには、地域における支え合いが必要です。隣近所やボランティアなどによる支援活動や見守りなど地域における支え合い活動の支援に努めます。

5 高齢者的人権

(1) 現状と課題

本市の令和 2（2020）年 4 月現在における 65 歳以上の高齢者人口は 9,306 人で、高齢化率は 31.1% です。そのうち、75 歳以上（後期高齢者）の人口は 4,766 人と 65 歳以上の 5 割を占めています。また、令和 2 年 9 月時点での一人暮らし高齢者は 1,334 人、一人暮らしを除く高齢者のみの世帯は、1,457 世帯あり、全世帯数の 2 割強が高齢者のみの世帯となっており、今後も高齢者人口は増加を続けることが推測されています。

高齢者をめぐる課題としては、親族及び地域の人間関係が希薄となり高齢者が孤立の傾向にあること、また、高齢者に対する偏見や差別、家庭内での寝たきりや認知症の高齢者への介護負担からの虐待の問題が発生しています。そして、高齢者の多くは、介護、健康、自立した生活に不安をもっています。

また、高齢者が振り込め詐欺や悪質商法の被害に巻き込まれるケースが後を絶たないことから、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会づくりが求められています。

ちなみに、介護保険制度の認定者数は、1,539 人（令和 2 年 7 月現在、65 歳以上の認定者）で、65 歳以上の 16.5% が介護認定者となっています。

高齢者は、社会に参加し、自立した生活を継続したいという自己実現の願いを持っています。この願いを実現するには、高齢者的人権についての教育を推進し、介護、保健、医療、福祉の公的サービスの充実、地域社会や住民ボランティアの支援を含めたあらゆる角度から高齢者的人権を尊重し、人権を守ることのできる施策の展開、社会の形成が必要となっています。

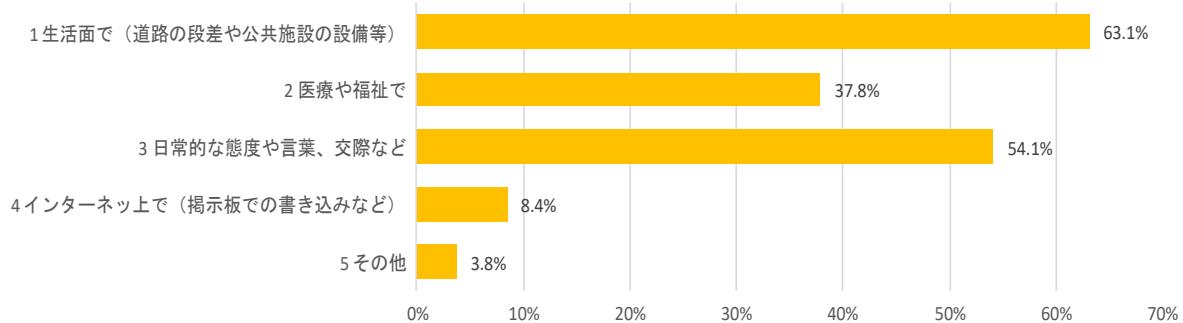
なお、高齢者のための施策に関する基本的な計画として、「東御市高齢者福祉計画」及び「介護保険事業計画」が策定されています。

高齢者の人権

(高齢者に対する差別・偏見が「あると思う」と答えた方に)

現在、どのような場面に差別の実態や意識があると思いますか。(複数回答可)

(回答者数 320人、回答件数 535件、「人権と暮らしについての意識調査」)



(2) 施策の方向

- ア 高齢者が生きがいを持ち、長年培ってきた知識や経験を活かして積極的に社会参加し、社会を構成する重要な一員として尊重される社会づくりを進めます。また、高齢者が主体性を持って社会参加できるような意識啓発や高齢者大学等生涯学習の充実を図ります。
- イ 寝たきりや認知症など介護が必要な状況になっても、個人としての尊厳が保たれ、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムの深化を図っていきます。
- ウ 高齢者本人やその家族が介護や権利擁護などについて相談できる場所の確保、相談体制の充実を図ります。また、虐待が発生した際の高齢者の安全確保のための方策、成年後見のさらなる普及啓発を行っていきます。
- エ 高齢者が安心して暮らせる社会をつくるためには、地域における支え合いが必要です。隣近所やボランティアなどによる支援活動や見守りなど地域における支え合い活動の支援に努めます。
- オ 振り込め詐欺や悪質商法などの被害から守るため、高齢者などへの啓発や情報提供を行います。

6 外国人の人権

(1) 現状と課題

近年、国際化の進展、外国籍住民の増加によって外国人の人権問題がさまざまな場面で取り上げられるようになり、国も平成28(2016)年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」を制定しました。

本市においては、令和2年4月現在536人の外国籍住民がいます。最近は、入管法改正による特定技能の在留資格が創設されたことなどから、外国籍住民数は平成27年度より87人増加しました。外国人の児童・生徒は、地域の保育園、小・

中学校に通っていますが、多くの児童・生徒は言葉や生活環境の違いに戸惑いながら学校生活を送っています。

また、市民は地域社会のなかで外国人と交流する機会が比較的少なく、新聞・テレビ等のメディア情報や周囲のうわさなどによって、外国人に対して思い込みや偏見を抱いて接してしまうことも考えられます。

そこで、就学前保育や幼児教育をはじめ生涯にわたる一貫した国際理解教育が必要となります。外国人の児童・生徒に向けては、日本語教育、母国語教育も必要です。そして、市民レベルでの外国人との交流活動の推進が必要です。

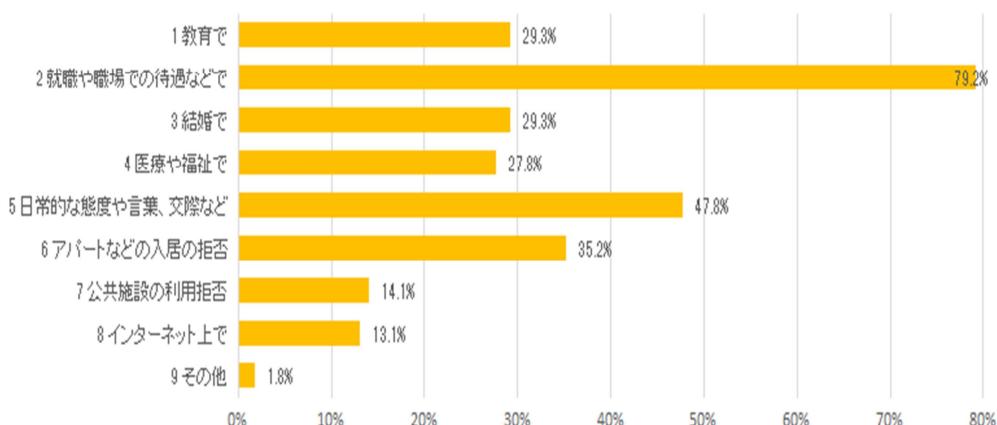
また、外国人が地域社会の中で安心して快適に暮らせるよう、情報提供の充実、相談窓口の明確化、就労の機会を確保するための取り組みが必要です。

外国人の人権

(外国人に対する差別・偏見が「あると思う」と答えた方に

現在、どのような面に差別の実態や意識があると思いますか。(複数回答可)

(回答者数 389人、回答件数 1,080件、「人権と暮らしについての意識調査」)



(2) 施策の方向

ア 「ヘイトスピーチ解消法」に基づき、市民一人ひとりが国際理解を深め、豊かな国際感覚を身に付け、国際化の時代に対応できる視野の広い人づくりを推進します。

イ 文化や習慣の違いなどを理解するために、外国人との交流や市の国際姉妹都市である米国オレゴン州マラズ市との交流、東京オリンピック・パラリンピックのホストタウン相手国であるモルドバ共和国との交流を推進します。

ウ 市民団体による国際交流について支援します。

エ 言語の違いによるコミュニケーション不足が、様々な問題を引き起こしている傾向があります。外国語の生活ガイドによる支援や総合的な相談窓口の設置、就職相談や人権相談などその内容に応じた相談窓口の情報提供など相談体制の充実に努めるほか、国の関係機関と連携を図りながら、外国籍住民を雇用する企業に、働きやすい労働環境の整備や多文化共生に関する啓発を進めます。

7 インターネットによる人権問題

(1) 現状と課題

スマートフォンなどの普及によって、インターネットによる人権侵害は深刻な社会問題となっています。SNSなどに一度掲載された誹謗中傷や人権侵害に関する情報は短時間で広範囲に広がり、完全に削除することが不可能となります。間違った情報を正しく判断できないことによる差別や偏見の拡散は人生をも狂わす危険性があります。インターネットによる人権侵害は「部落差別解消推進法」の成立の背景となった人権課題でもあります。

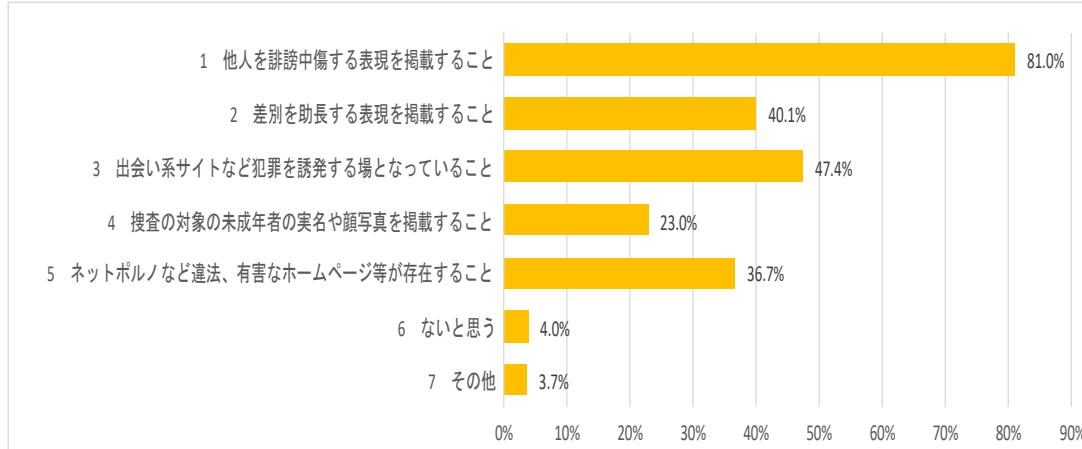
インターネットによる人権侵害は、誰もが一瞬のうちに加害者にも被害者にもなり得るという恐ろしさもあり、しかもあらゆる人権問題で起こり得る問題です。これからは様々な人権問題において、インターネットとの関連にも触れていく学習や啓発を行っていく必要があります。

また、プライバシーの問題については、戸籍や住民票の不正取得による人権侵害も起きています。本市では、平成16（2004）年施行の「東御市個人情報保護条例」及び平成25（2013）年施行の「東御市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱」に基づき個人情報等の適正な取扱いに努めています。

インターネットによる人権問題

あなたは、インターネットによる人権侵害に関し、現在、どのような問題が起きていると思いますか。（複数回答可）

（回答者数 679人、回答件数 1,601件、「人権と暮らしについての意識調査」）



(2) 施策の方向

ア プライバシーや名誉を傷つける情報はもとより、差別を助長、誘発し人権を侵害する事象に対しては、法務局をはじめとする関係機関・団体と連携し、有効な方策について研究しながら問題の解決を図ります。

イ 一人ひとりがネットリテラシーを習得し、正しい理解や認識を深めるための教育、啓発活動を推進します。

ウ 住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図るため、事前登録による本人通知制度の普及に努めます。

8 LGBTなどの性的マイノリティの人権

(1) 現状と課題

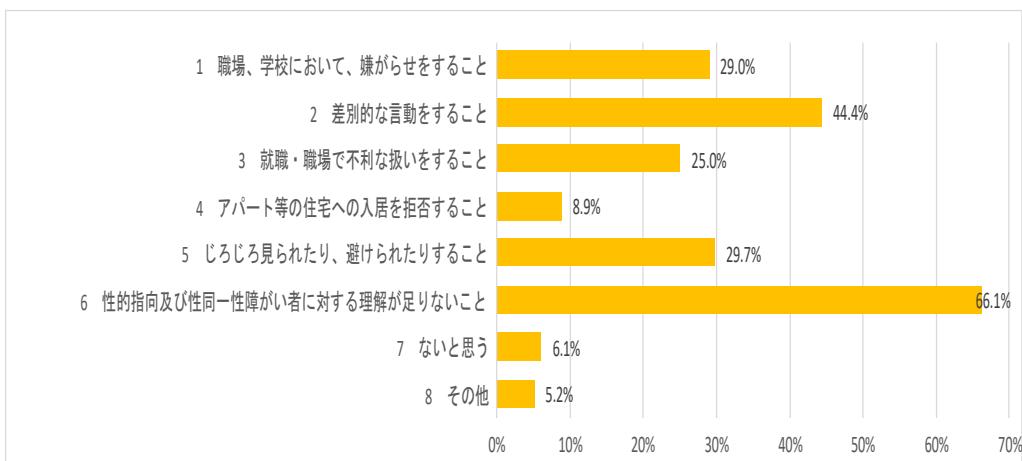
近年、日本でも取り上げられるようになってきた人権問題ですが、「人権と暮らしについての意識調査」では、性的指向及び性同一性障害に関しどのような人権問題が起きているか聞いたところ、「性的指向及び性同一性障がい者に対する理解が足りないこと」との回答が、66.1%ありました。また、具体的に記述された意見では「よくわからない」「そういう人に会ったことがない」という回答が多く見られました。このことから、身近な人権問題として意識している方が少ないことが伺えます。

今後は、さまざまな場を通して、L G B Tなどの性的マイノリティの正しい知識や理解を持つてもらえる取り組みを行っていく必要があります。

LGBTなどの性的マイノリティの人権

あなたは、性的指向及び性同一性障害（LGBT）に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。（複数回答可）

（回答者数 676 人、回答件数 1,449 件、「人権と暮らしについての意識調査」）



(2) 施策の方向

- ア L G B Tなどの性的マイノリティの方々が抱える様々な問題解決に向けて、多様な性についての認識や理解を深め、尊重することができる社会の実現を目指します。
- イ 当事者が抱える悩みや問題の解決に向けた施策について、関係機関・団体と連携し、様々な取り組み推進します。
- ウ 当事者やその関係者からの様々な相談に適切に対応するため、専門支援機関や医療関係者等と連携して相談体制の充実に努めます。
- エ 性の多様性に対する理解を進める教育、啓発活動の取り組みを推進します。

9 その他の人権問題

(1) 現状と課題

アイヌの人々、ハンセン病元患者、刑を終えて出所した人、婚外子、北朝鮮当局によって拉致された被害者等に対しての無理解による多くの人権問題が存在しています。

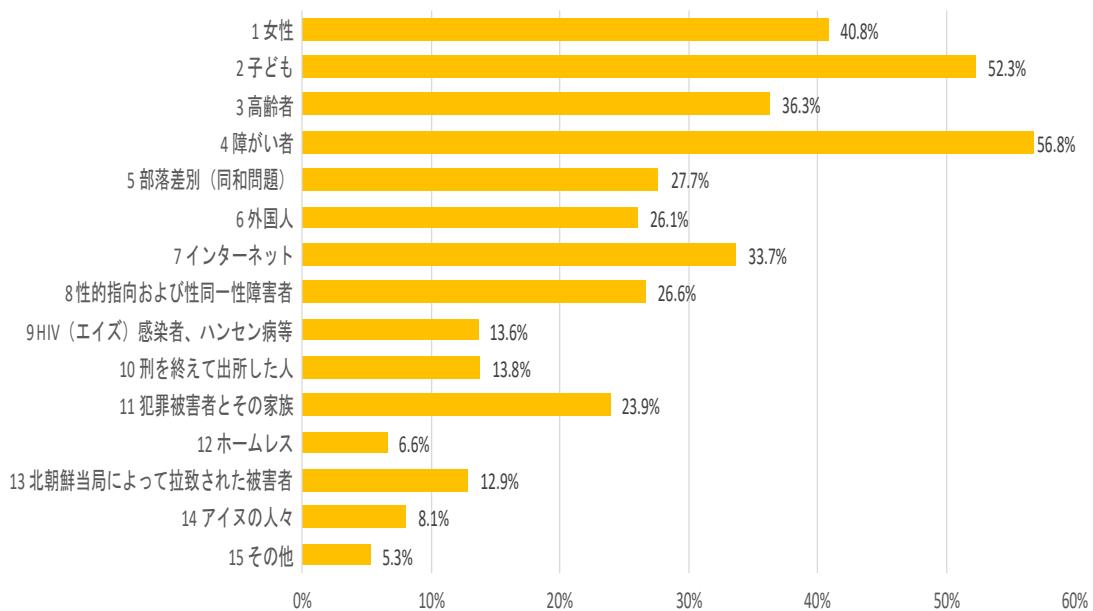
また、エイズ、HIV感染症やCOVID-19などにおいては、病気の正しい知識の欠如が患者や家族、医療関係者やその家族への偏見を生み出しています。さらに、医療現場における患者等の人権尊重が課題としてあり、医学や遺伝子工学など科学技術の進歩により、人の尊厳に関わる新たな人権問題が生み出される可能性があります。

また、犯罪被害者やその家族に対する人権侵害や心の傷の問題などについての対策が求められています。

今後、人権問題としてあなたが特に取り組む必要があると思うものを選んでください。

(複数回答可)

(回答者数 683 人、回答件数 2,625 件、「人権と暮らしについての意識調査」)



(2) 施策の方向

ア それぞれの人権を尊重する姿勢が問われていることから、市民への正しい知識の普及と偏見を解消するための教育・啓発を積極的に行います。

イ COVID-19などの新たな感染症や災害が発生した際には、さまざまな差別や偏見が起きてきます。こうした差別や偏見は、部落差別やハンセン病などの人権問題と共通する人権意識が浮き彫りとなってきます。こうした点を踏まえ、他の人権問題と関連付けた教育・啓発も行っていきます。

東御市人権施策の基本方針・基本計画

平成 16 年 12 月 東御市人権尊重のまちづくり条例制定
平成 17 年 3 月 第 1 次総合計画策定
平成 18 年 2 月 人権施策の基本方針・基本計画の策定
平成 23 年 2 月 人権施策の基本方針・基本計画の第 1 回改定
平成 26 年 3 月 第 2 次総合計画策定
平成 28 年 3 月 人権施策の基本方針・基本計画の第 2 回改定
令和 3 年 2 月 人権施策の基本方針・基本計画の第 3 回改定

東御市市民生活部人権同和政策課

〒389-0592

長野県東御市県 288-3

電話 0268-64-5902 FAX 0268-64-5011

E メール jinken-douwa@city.tomi.nagano.jp